

3 公社等に対する所管部局等の管理体制について

所管部局等による公社等の管理体制が如何にあるべきかの問題は、公社等における不祥事件等の発生防止、健全な業務執行体制を確保する上で重要な要素である。

(1) 所管部局等への報告体制

所管部局等は、公社等の主体性を求めつつ、公社等を適確に指導監督する責務を負っている。

所管部局等が、公社等に対する指導監督責任を果たすために、定期的な公社等の運営状況に関する報告、即ち予算・決算・事業報告のみならず、理事会議事録、重要な経営方針の決定・変更、重要な契約の締結改廃、各種規程の改廃、重要な資産の得喪や重要な債務の増減、幹部職員の任免、月次決算関係（資金の運用も含む）等に関する書類の提出を受けることが必要である。

また、必要に応じて公社等の業務及び財産の状況を検査し、監督上の命令を行うものとする。

(2) 指導監督に係る県庁内調整組織の整備

公社等の所管部局等が指導監督を適確に行うことが基本であり、各公社等に対する指導監督機関である県庁各所管部局等による指導監督機能の強化を図ることが重要である。

それとともに、人事交流・職員研修、内部統制等公社等に共通する事項や、これまでの公社等についての提言等を確実に実現し、実効性を確保するために、県庁の調整組織の抜本的整備とその調整機能の恒常的発揮が必要である。

(少数意見)

所管部局等による公社等管理のシステムとその運用を定期的にモニターする（決定した方針や手続き等の遵守状況・システムの運用結果の当否・システムの環境の変化への適応状況の検討）ために、設立団体の職員によ

る内部監査(改善提案を含む)を実施するための監査組織を設置するよう、組織に関する条例の改正を求めることは、「設立団体による公社等に対する管理業務」のシステムの改善提案をするうえで重要と考えられる。